

「防犯カメラの管理と活用について」パブリックコメント実施結果について

募集期間 平成 19 年 2 月 5 日～平成 19 年 3 月 2 日

意見数 11 人 31 件

意見の内容

< 防犯カメラの効果 > 2 件

○イギリスでは防犯カメラを 設置した区域は犯罪が減ったが、設置されていない場所は増えている。全体として犯罪抑止の効果があるとは思えない。

< 指針の目的 > 1 件

○県行政としては設置を促進というスタンスに立たれていますので、今後何らかの形で具体的な推進事業につながるものと理解してよろしいですか。

< 防犯カメラの定義 > 4 件

○録画装置のない監視カメラについてのガイドラインも必要である。

< 設置者 等の責務 > 16 件

○最大限の防犯・治安・公安目的のためのカメラ設置ではなく、不可欠・最小限の防犯目的であるべき。

○設置の表示は必要ない。特に防犯カメラの撮影区域の表示なんでもってのほか。

○捜査機関から犯罪捜査のための情報提供を求められる場合においても、その提供は慎重でなければならない。

< その他 > 8 件

○防犯カメラの設置については大いに賛成。

○防犯カメラの設置は促進されるべきではない。同意なしに警察に提出することを前提に容貌等を取得する行為自体が、プライバシーの侵害だ。厳格な要件を付すべきである。

○小学生や中学生を守るために各学校の関係者と協議して防犯カメラを各学校に設置し、不法侵入するものをいち早く防止し事件事故防止の一端になればよい

参考

他県の実施結果

実施県	人数	件数	実施時期
静岡県	7	20	H16年 8月
神奈川県	35	50	H17年 1月
新潟県	3	9	H18年 3月
京都府	6	15	H18年10月

ガイドラインを作成した県 7 県（滋賀、群馬、静岡、神奈川、新潟、京都、熊本）